

# 職員の処分について

## 1 処分日

令和5年3月17日

## 2 処分内容等

### 【つきまとい】

#### (1) 対象職員及び処分内容

地域づくり推進部職員・・・ 減給1/10 6月

#### (2) 事実関係

対象職員は、令和3年10月頃から令和4年5月頃の間、知人女性1名の自宅付近を車で通過する等の行為を複数回行い、また令和4年5月14日には外出している同人を追尾するといった迷惑行為を行った。

### 【人身事故】

#### (1) 対象職員及び処分内容

中部総合事務所職員・・・ 減給1/10 1月

#### (2) 事実関係

対象職員は、令和4年10月23日午前8時10分頃、自家用車で倉吉市西倉吉町地内の市道を時速約40キロメートルで走行中、交差点内の信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを看過したまま、速度を緩めることなく同交差点に進入し、青色信号に従って同交差点に進入してきた普通乗用自動車と衝突し、当該普通乗用自動車を運転していた相手方に傷害を負わせた。